

石川県感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

新 (赤字下線部は改正分)	旧
石川県感染症発生動向調査事業実施要綱 第1 目的 (略) 第2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。 1 全数把握の対象 (略) ○新型インフルエンザ等感染症 (<u>114</u>) 新型インフルエンザ、(<u>115</u>) 再興型インフルエンザ、(<u>116</u>) 新型コロナウイルス感染症、(<u>117</u>) 再興型新型コロナウイルス感染症 (略) 2 定点把握の対象 ○五類感染症 (定点) (省略)、(<u>93</u>) <u>急性呼吸器感染症(インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、RS ウイルス感染症、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))</u>、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。)、(<u>94</u>) 急性出血性結膜炎、(<u>95</u>) クラミジア肺炎 (オウム病を除く。)、(<u>96</u>) 細菌性髄	石川県感染症発生動向調査事業実施要綱 第1 目的 (略) 第2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。 1 全数把握の対象 (略) ○新型インフルエンザ等感染症 (<u>113</u>) 新型インフルエンザ、(<u>114</u>) 再興型インフルエンザ、(<u>115</u>) 新型コロナウイルス感染症、(<u>116</u>) 再興型新型コロナウイルス感染症 (略) 2 定点把握の対象 ○五類感染症 (定点) (省略)、(<u>93</u>) 急性出血性結膜炎、(<u>94</u>) クラミジア肺炎 (オウム病を除く。)、(<u>95</u>) 細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)、(<u>96</u>) 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) であるものに限る。)、(<u>97</u>) 水痘、(<u>98</u>) 性器クラミジア感染症、(<u>99</u>) 性器ヘルペスウイルス感染症、(<u>100</u>) 尖圭コンジローマ、(<u>101</u>) 手足口病、(<u>102</u>) 伝染性紅斑、(<u>103</u>) 突発性発しん、(<u>104</u>) ペニシリン耐性肺

膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、(97)新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、(98)水痘、(99)性器クラミジア感染症、(100)性器ヘルペスウイルス感染症、(101)尖圭コンジローマ、(102)手足口病、(103)伝染性紅斑、(104)突発性発しん、(105)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(106)ヘルパンギーナ、(107)マイコプラズマ肺炎、(108)無菌性髄膜炎、(109)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(110)薬剤耐性緑膿菌感染症、(111)流行性角結膜炎、(112)流行性耳下腺炎、(113)淋菌感染症 ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点）(118)発熱、(省略) 3 法第14条第8項の規定に基づく把握の対象 (119)発熱、(省略) 第3 実施主体 (略) 第4 実施体制の整備 1～4 (略) 5 検査施設 県内における本事業に係る検体等の検査については、石川県保健環境センター及び金沢市環境衛生試験所（以下、「石川県保健環境センター等」	炎球菌感染症、(105)ヘルパンギーナ、(106)マイコプラズマ肺炎、(107)無菌性髄膜炎、(108)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(109)薬剤耐性緑膿菌感染症、(110)流行性角結膜炎、(111)流行性耳下腺炎、(112)淋菌感染症 ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点）(117)発熱、(省略) 3 法第14条第8項の規定に基づく把握の対象 (118)発熱、(省略) 第3 実施主体 (略) 第4 実施体制の整備 1～4 (略) 5 検査施設 県内における本事業に係る検体等の検査については、石川県保健環境センター及び金沢市保健所（以下、「石川県保健環境センター等」という。）
--	---

という。)において実施する。石川県保健環境センター等は、別に定める検査施設における病原体等検査の業務管理要領(以下「病原体業務管理要領」という。)に基づき検査を実施し、検査の信頼性確保に努めることとする。

また、金沢市環境衛生試験所において実施できない検査については、石川県保健環境センターに検査事務を委託するものとする。

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(第2の(75)、(85)及び(86))、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア～ウ (略)

エ 石川県保健環境センター等

① (略)

② 検査のうち、石川県保健環境センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて他の都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下、「他の都道府県等」という。)又は国立健康危機管理研究機構に協力を依頼する。

③ 石川県保健環境センターは、患者が一類感染症と診断されている場合、県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、検体等を国立健康危機管理研究機構に送付するとともに、送付した旨を県健康推進課あるいは金沢市保健所に連絡する。

オ～キ (略)

2 全数把握対象の五類感染症(第2の(75)、(85)及び(86)を除く。)

(1) 調査単位及び実施方法

において実施する。石川県保健環境センター等は、別に定める検査施設における病原体等検査の業務管理要領(以下「病原体業務管理要領」という。)に基づき検査を実施し、検査の信頼性確保に努めることとする。

また、金沢市保健所において実施できない検査については、石川県保健環境センターに検査事務を委託するものとする。

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(第2の(75)、(85)及び(86))、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア～ウ (略)

エ 石川県保健環境センター等

① (略)

② 検査のうち、石川県保健環境センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて他の都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下、「他の都道府県等」という。)又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

③ 石川県保健環境センターは、患者が一類感染症と診断されている場合、県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、検体等を国立感染症研究所に送付するとともに、送付した旨を県健康推進課あるいは金沢市保健所に連絡する。

オ～キ (略)

2 全数把握対象の五類感染症(第2の(75)、(85)及び(86)を除く。)

(1) 調査単位及び実施方法

ア～ウ (略)

エ 石川県保健環境センター等

① (略)

② 検査のうち、石川県保健環境センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて他の都道府県等又は国立健康危機管理研究機構に協力を依頼する。

③ 石川県保健環境センターは、県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立健康危機管理研究機構に送付するとともに、送付した旨を県健康推進課あるいは金沢市保健所に連絡する。

オ～カ (略)

3 定点把握対象の五類感染症

(1) (略)

(2) 定点の選定

ア 患者定点

(略)

① 対象感染症のうち、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(112)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関を小児科定点とする。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定する。

<u>保健所管内人口</u>	<u>定点数</u>
<u>～3万人</u>	<u>1</u>
<u>3万人～7.5万人</u>	<u>2</u>
<u>7.5万人～</u>	<u>$3 + (\text{人口} - 7.5 \text{万人}) / 5 \text{万人}$</u>

② 第2の(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97)及び(106)について

ア～ウ (略)

エ 石川県保健環境センター等

① (略)

② 検査のうち、石川県保健環境センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

③ 石川県保健環境センターは、県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付するとともに、送付した旨を県健康推進課あるいは金沢市保健所に連絡する。

オ～カ (略)

3 定点把握対象の五類感染症

(1) (略)

(2) 定点の選定

ア 患者定点

(略)

① 対象感染症のうち、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(97)、(101)から(103)まで、(105)及び(111)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関を小児科定点とする。

② 第2の(90)に掲げるインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型

は、前記①の小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関を内科定点とし、両者を合わせて急性呼吸器感染症定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とする。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定する。

<u>保健所管内人口</u>	<u>定点数</u>
<u>～7.5万人</u>	<u>1</u>
<u>7.5万人～12.5万人</u>	<u>2</u>
<u>12.5万人～</u>	<u>$3 + (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$</u>

なお、基幹定点における届出基準は、急性呼吸器感染症定点と異なり、第2の(90)及び(97)の入院患者に限定されることに留意する。

- ③ 第2の(94)及び(111)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関を眼科定点とする。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定する。

<u>保健所管内人口</u>	<u>定点数</u>
<u>～12.5万人</u>	<u>0</u>
<u>12.5万人～</u>	<u>$1 + (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 15 \text{万人}$</u>

- ④ 第2の(99)から(101)まで及び(113)に掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）、泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関を性感染症定点とする。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定する。

<u>保健所管内人口</u>	<u>定点数</u>
<u>～7.5万人</u>	<u>0</u>
<u>7.5万人～</u>	<u>$1 + (\text{人口} - 7.5 \text{万人}) / 13 \text{万人}$</u>

インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）及び(96)新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」とする）については、前記①の小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関を内科定点とし、両者を合わせてインフルエンザ定点、COVID-19定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とする。

なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点及びCOVID-19定点と異なり、入院患者に限定されることに留意する。

- ③ 第2の(93)及び(110)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関を眼科定点とする。

- ④ 第2の(98)から(100)まで及び(112)に掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）、泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関を性感染症定点とする。

- ⑤ 第2の(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(95)、(96)、(105)及び(107)から(110)までに掲げるものについては、(省略)

イ 病原体定点
(略)

- ① アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(112)を対象感染症とする。
- ② アの②により選定された患者定点の概ね10%を急性呼吸器感染症病原体定点として、第2の(84)、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(95)、(97)、(106)及び(107)を対象感染症とする。なお、急性呼吸器感染症病原体定点の選定にあたっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないように選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。
- ③ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(94)及び(111)を対象感染症とする。
- ④ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(96)及び(108)を対象感染症とする。

(3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、前記(2)のアの①、②、③及び⑤(第2の(105)、(109)及び(110)に関する患者情報を除く。)の医療機関に関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とし、同④及び⑤(第2の(105)、(109)及び(110)に関する患者情報のみ)の医療機関については、各月を調査単位とする。

- ⑤ 第2の(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(94)、(95)、(104)及び(106)から(109)までに掲げるものについては、(省略)

イ 病原体定点
(略)

- ① アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(97)、(101)から(103)まで、(105)及び(111)を対象感染症とする。
- ② アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(90)を対象感染症とする。なお、インフルエンザ病原体定点の選定にあたっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないように選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。
- ③ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(93)及び(110)を対象感染症とする。
- ④ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(95)及び(107)を対象感染症とする。

(3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、前記(2)のアの①、②、③及び⑤(第2の(104)、(108)及び(109)に関する患者情報を除く。)の医療機関に関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とし、同④及び⑤(第2の(104)、(108)及び(109)に関する患者情報のみ)の医療機関については、各月を調査単位とする。

イ 病原体情報のうち、(2) のイの②により選定された病原体定点に関するものについて (削除)、第2の(84)、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(95)、(97)、(106)及び(107)については、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位 (削除) とする。

その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

ウ 病原体情報のうち、(2) のイの②により選定された病原体定点に関するものについて、第2の(97)のゲノム解析に関するものについては、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

① (略)

② (省略) なお、前記(2) のアの②の医療機関について、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97)及び(106)については、別に定める届出基準に一致する者として当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、(90)及び(97)については、疾病毎の患者数を届出ることとする。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、管轄の保健所が定める方法により行って差し支えない。その際届出の様式は、様式2を用いる

③ (略)

イ 病原体定点

①～② (略)

③ (2) のイの①により選定された病原体定点においては、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び

イ 病原体情報のうち、(2) のイの②により選定された病原体定点に関するものについては、第2の(90)に掲げるインフルエンザの流行期(地域の患者定点あたりの患者発生数が1を超えた時点から1を下回るまでの間)には1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とし、非流行期(流行期以外の期間)には各月を調査単位とする。

その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

(新設)

(4) 実施方法

ア 患者定点

① (略)

② (省略) 当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、管轄の保健所が定める方法により行って差し支えない。その際届出の様式は、様式2を用いる。

③ (略)

イ 病原体定点

①～② (略)

③ (2) のイの①により選定された病原体定点においては、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(97)、(101)から(103)まで、(105)及び

(112)の対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付する。

- ④ (2)のイの②により選定された病原体定点においては、原則、営業日のうち週ははじめから数えて第2営業日に収集された、はじめの5検体を目標に採取し、調査単位ごとに、(削除)送付する。なお、第2の(97)のゲノム解析で用いる検体は石川県保健環境センターで選定するため、(2)のイの②の医療機関で区別し送付する必要は無い。

ウ～エ (略)

オ 石川県保健環境センター等

- ① (略)
- ② 検査のうち、石川県保健環境センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて他の都道府県等又は国立健康危機管理研究機構に協力を依頼する。
- ③ 石川県保健環境センターは、県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、検体等を国立健康危機管理研究機構に送付するとともに、送付した旨を県健康推進課あるいは金沢市保健所に報告する。
- ④ 第2の(97)については、(4)のイの④で提出された検体を用いて、石川県保健環境センターにおいて調査単位ごとに、40件程度を目安に全ゲノム解析を実施する。結果については、速やかに国立健康危機管理研究機構のPathoGenS(Pathogen Genomic data collection System)及びGISAID(Global Initiative on Sharing All Influenza Data)にゲノム情報と検体採取日等のメタデータを登録する。

カ～キ (略)

(111)の対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付する。

- ④ (2)のイの②により選定された病原体定点においては、第2の(90)に掲げるインフルエンザ(インフルエンザ様疾患を含む。)について、調査単位ごとに、少なくとも1検体を送付する。

ウ～エ (略)

オ 石川県保健環境センター等

- ① (略)
- ② 検査のうち、石川県保健環境センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。
- ③ 石川県保健環境センターは、県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、検体等を国立感染症研究所に送付するとともに、送付した旨を県健康推進課あるいは金沢市保健所に報告する。

(新設)

カ～キ (略)

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点） （1）（略） （2）定点の選定 （略） ア 診療報酬に基づく特定集中治療室管理料（1～<u>6</u>）、小児特定集中治療室管理料又はハイユニット入院医療管理料（1～2）の届出をしている医療機関 イ～ウ （略） （3）（略） 5 （略） 附 則 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。 2 昭和62年1月1日 石川県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱は、廃止する。 3 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。 （中略） 32 この要綱の一部改正は、令和5年5月8日から施行する。 33 この要綱の一部改正は、令和5年5月26日から施行する。 34 この要綱の一部改正は、令和5年9月25日から施行する。 <u>35 この要綱の一部改正は、令和7年4月7日から施行する。</u>	4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点） （1）（略） （2）定点の選定 （略） ア 診療報酬に基づく特定集中治療室管理料（1～<u>4</u>）、小児特定集中治療室管理料又はハイユニット入院医療管理料（1～2）の届出をしている医療機関 イ～ウ （略） （3）（略） 5 （略） 附 則 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。 2 昭和62年1月1日 石川県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱は、廃止する。 3 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。 （中略） 32 この要綱の一部改正は、令和5年5月8日から施行する。 33 この要綱の一部改正は、令和5年5月26日から施行する。 34 この要綱の一部改正は、令和5年9月25日から施行する。
---	---